

# 金沢協会だより

2019 令和元年 8 月 No. 5 1

(一社) 金沢労働基準協会

〒920-0031金沢市広岡2-13-23AGSビル

TEL (076) 232-2976

FAX (076) 224-2554

## 金沢協会ニュース

[令和元年度全国安全週間表彰式が開催されました]

8月6日(水)金沢歌劇座(金沢市下本多町)において、令和元年度全国安全週間表彰式が開催され、3事業場及び3名の個人の方が表彰されました。表彰の後、来賓の金沢労働基準監督署長南出昌宏様からご祝辞を賜りました。

受賞者は次の方々です。(敬称略)

○事業場賞

- (有) ボデーショップ福久 (野々市町堀内)
- (有) 宮川工業 (白山市鹿島町)
- (株) ムラセン (河北郡津幡町庄)

○功労賞

- 長田豊 ((株)勝美建材運輸 白山市森島)
- 藤場正仁 (藤場機工 白山市道法寺町)
- 小林章利 ((株)東陽技研 河北郡津幡町東荒屋)



この後の講演で南出署長は「ポジティブ心理学～ストレスに打勝つために～」と題してレジリエンスを高め折れない心を作る必要性と方法について説明されました。

### ポジティブ心理学

～ストレスに打勝つために～

一般社団法人金沢労働基準協会  
令和元年度全国安全週間表彰式

日時：令和元年8月6日(水) 16:00～

場所：金沢歌劇座3階会議室

金沢労働基準監督署

心身ともに健康であるために

- ▶メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は約1割です。
- ▶平成30年度の精神障害に関する事案の労災請求件数は1820件(平成25年度1409件)で支給決定は465件(平成25年度436件)となっています。
- ▶ストレスを抱えすぎることなく、生き生きと仕事に取り組むためには、働く方一人ひとりがストレスを受け入れ「折れることなく」元に戻る「しなやかな強さ」を備えることが大切です。

レジリエンスを高め折れない心を作る

▶レジリエンスとは

- ◎環境学 「復元力」
  - ◎心理学 「困難な状況からの回復力・弾性」
- 逆境に柔軟に対処し、素早く立ち直り成長する能力や精神面での強さ

レジリエンスを高め折れない心を作る

▶レジリエンスを高める効果

- ◎ストレスへの効果的な対処
- ◎集中力・活力を高める
- ◎パフォーマンスを高める
- ◎より創造的、包括的に問題解決ができる
- ◎限られたリソースを最大限に活用できる
- ◎他人や周囲の状況に対してより効果的に働きかける
- ◎リスクを特定し、対応する能力を高める
- ◎相手の拒否反応やネガティブな出来事に上手く対処できる
- ◎営業能力を高める

レジリエンスを高め折れない心を作る

▶レジリエンスが不足すると

- ◎抑うつが強まる  
苦しい時ほど成長への原動力とできない
- ◎不眠に影響  
不安や不眠になりやすく、社会的活動も阻害
- ◎災害時に弱い  
天災発生時に数年単位で悲観的になる

レジリエンス能力を構成する要素

- 1 自己認識
- 2 自制心
- 3 精神的敏速性
- 4 楽観性
- 5 自己効力感
- 6 つながり
- 7 生物学的要素(遺伝子)
- 8 ポジティブな社会制度(家族、コミュニティなど)

## [労働保険事務組合からのお知らせ]

令和元年度労働保険料等の事務組合指定納入期日は、

第2期分令和元年10月18日(金)

第3期分令和2年1月21日(水)

各指定期日までに納入下さるようお願いいたします。

## 秋の行事等についてお知らせします

### [令和元年度全国労働衛生週間]

本年の全国労働衛生週間は「健康づくりは人づくりみんなでつくる健康職場」のスローガンのもと、9月1日から30日までを準備月間とし、10月1日から10月7日まで実施されます。労働衛生管理活動の一層の促進を図り、積極的な取り組みをお願いします。

準備期間中には、4面の労働衛生の基本的指標を点検してください。

### [令和元年度石川県産業安全衛生大会]

開催日：2019年10月8日（火）13：30～16：00 終了予定

開催場所：石川県地場産業振興センター本館大ホール（金沢市鞍月2-1）

特別講演「トップの本気が現場を変える！～時代変遷や働く職場の環境の変化がいかにあろうとも～」

講師：中央労働災害防止協会 教育推進部次長 林 かおり 氏

お申込は、金沢労働基準協会へ電話 076(232)2976 FAX076(224)2554（担当：西坂）

### [令和元年度全国産業安全衛生大会]

開催日：2019年10月23日（水）～10月25日（金）

開催地：京都府京都市 みやこめっせ、メルパルク京都、京都テルサなど7会場

第78回（令和元年度）全国産業安全衛生大会は、「平安の思いを込めた京の地で新たに誓う安全と健康」をテーマに、京都市において初めて開催いたします。

参加申込は、石川県労働基準協会連合会まで連合会ホームページ掲載の参加申込書を FAX：076-254-1267 へ送付願います。

### [講習会開催のお知らせ]

#### 1 安全衛生推進者養成講習会

【目的】本講習は、労働安全衛生規則第12条の3第1項の規定（安全衛生推進者等の選任）に基づき実施する講習で、安全衛生推進者の資格者養成を目的とします。

【対象者】事業場で安全衛生の業務を担当する方、又は安全衛生推進者の資格を取得したい方

【対象事業場】常時10人～49人を使用する事業場で、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気ガス熱供給業、水道、通信、各種商品卸売小売業、家具・建具・じゅう器等卸売小売業、燃料小売、旅館、ゴルフ場、自動車整備及び機械修理の各業種が該当します。

【講習会日時】（2日間講習）

令和元年10月15日（火）午前10時00分～午後4時30分

令和元年10月16日（水）午前10時00分～午後4時00分

【会場】石川県地場産業振興センター 新館5階 第12研修室

（金沢市鞍月2丁目1番地） TEL（076）268-2010

【定員】100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

【受講料】会員事業場1人につき11,330円（税込み、テキスト代等含む）

#### 2 衛生推進者養成講習会

【目的】本講習は、労働安全衛生規則第12条の3第1項の規定（安全衛生推進者等の選任）に基づき実施する講習で、衛生推進者の資格者を養成することを目的とします。

【対象者】事業場において労働衛生の業務を担当する者

【対象事業場】常時10人～49人の事業場で、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気ガス熱供給業、水道、通信、各種商品卸売小売業、家具・建具・じゅう器等卸売小売業、燃料小売、旅館、ゴルフ場、自動車整備及び機械修理の各業種以外の業種が該当します。

（下線の業種については、安全衛生推進者の選任が必要となります）

【講習会日時】（1日講習）

令和元年11月29日（金）午前10時00分～午後4時30分

【会場】石川県地場産業振興センター 新館5階 第12研修室（金沢市鞍月2丁目1番地）

【定員】100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

【受講料】会員事業場1人につき8,800円（税込み、テキスト代等含む）

### 3 電気取扱業務（低圧）特別教育講習会

【目的】本講習は、労働安全衛生規則第36条～39条の規定に基づき実施する低圧電気（直流750V以下、交流600V以下）取扱業務従事者に対する特別教育です。

【対象者】事業場で低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に従事する方

【日時】令和元年 11月 21日（木） 午前9時00分～午後5時00分

【会場】石川県地場産業振興センター 新館 5階 第12研修室（金沢市鞍月2丁目1番地）

【定員】100名（定員になり次第締切らせていただきますのでお早目にお申し込みください。）

【受講料】会員事業場1人につき8,410円（税込み、テキスト代等含む）

※申し込み方法 「受講申込書」は当協会ホームページの講習案内からダウンロードし、FAX又は郵送により送付し、「受講料」は指定の銀行口座に振込みをお願いします。受講料は、10月より消費税値上げにより増額しておりますのでご了承ください。

### 働き方改革による法改正①時間外休日労働規制の改正について

長時間労働者に対する健康確保規制が働き方改革による見直しでさらに強化されました。

#### 1. 時間外休日労働の限度の法制化

労働基準法で時間外休日労働の限度が1か月100時間未満とされました。この時間外休日労働限度時間は、有害業務の限度時間と同じく、時間外休日労働の36協定があろうがなかろうが1か月100時間以上時間外休日労働を行わせることができません。

#### 2. 長時間労働者の健康管理面での労働時間管理

時間外労働が月80時間を超える労働者の健康を確保する労働時間管理を行うために、労働時間をタイムカードや管理職の現認簿などにより把握、記録し、時間外休日労働が月80時間を超えた労働者本人に対して、その時間を通知することが必要になりました。

#### 3. 時間外休日労働に関する協定届（36協定届）の様式変更

労働基準監督署への時間外休日労働協定届の様式が変更されました。

① 時間外労働時間が月45時間以下の場合は、様式第9号（一般条項）で届け出ます。

新たに設けられたチェックボックスは、時間外休日労働を合算した時間数が1箇月100時間以上、6箇月前までの各期間を平均して月80時間を超えた場合は労働基準法違反となることを注意するものです。このチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意して下さい。

② 時間外労働が臨時的に月45時間及び年360時間の限度時間を超える特別条項の定めをする場合は、様式第9号の2（特別条項）で届け出ます。

様式第9号の2は、限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と、限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の2枚の記載が必要です。

③ 新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務については、様式第9号の3（研究開発業務）で届け出ます。

④ 建設業その他建設関連事業、運送業その他の自動車の運転業務、医業に従事する医師の協定は、令和5年3月31日までの間は、様式第9号の4で届け出ます。

⑤ 時間外休日労働協定届に事業場外労働のみなし労働時間協定を付記して届け出る場合は、様式第9号の5（みなし労働時間協定付記）で届け出ます。

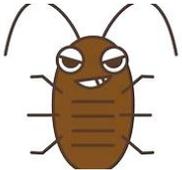
⑥ 時間外休日労働の労使委員会の決議を届出の場合は、様式第9号の6で届け出ます。

⑦ 労働時間等設定改善委員会の決議を届出の場合は、様式第9号の7で届け出ます。

金沢労働基準協会ホームページの「新着情報」欄に時間外休日労働協定届様式7種ワード版を掲載しました！！！！

## 準備月間中に点検したい労働衛生ファンダメンタルズ基本指標

労働衛生の基本的指標である働く場所の狭さ、換気、明るさ、温度、湿度、清掃、清潔、給水、洗面設備、トイレ、休憩所、救急箱などを9月の準備月間中に点検しましょう。

点検事項(条文)	点検内容
<b>気積</b> (安衛則 600 条)	屋内作業場の気積は、労働者一人当たり 10 立方メートル以上ありますか。(床面積で 2.5 平米以上) 4 畳半に 3 人まで
<b>換気</b> (安衛則 601 条)	屋内作業場の外気に開放された窓その他開口部面積が、床面積の二十分の一以上ありますか。または、換気設備が設けられていますか。
<b>採光及び照明、照度</b> (安衛則 605 条) (安衛則 604 条)	就業場所の照明設備は、6 月以内ごとに一回、定期的に、点検していますか。照度は、十分明るいですか。 精密な作業で 300 ルクス以上の照度が必要です。 普通の作業で 150 ルクス以上の照度が必要です。 粗な作業でも 70 ルクス以上の照度が必要です。 
<b>温湿度調節</b> (安衛則 606 条)	暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場で、熱中症等のおそれがある場合は、冷房、暖房、通風等温湿度調節の措置を講じていますか。
<b>休憩設備、休養室等</b> (安衛則 613 条) (安衛則 618 条)	労働者が有効に利用できる休憩の設備を設けていますか。 常時 50 人以上又は女性 30 人以上の事業場は、労働者が横になることができる休養室又は休養所を、男女性別に設けていますか。
<b>有害作業場の休憩設備</b> (安衛則 614 条)	暑熱、寒冷、多湿の作業場、有害なガス、蒸気、粉じん発散作業場には、作業場外に休憩の設備を設けていますか。
<b>給水(安衛則 627 条) 発汗作業に関する措置(安衛則 617 条)</b>	労働者の飲用に供する水その他の飲料を、十分供給していますか。 多量の発汗を伴う場合の作業場に、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えていますか。 その備付け場所及び使用を労働者に周知させていますか。 
<b>清掃等の実施</b> (安衛則 619 条)	 日常行う清掃のほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行っていますか。 ねずみ、ゴキブリ等昆虫の発生場所、侵入経路並びに被害を、6 月以内ごとに一回、調査し、駆除していますか。
<b>労働者の清潔保持義務</b> (安衛則 620 条)	労働者が、作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所にすてないようにしていますか。
<b>洗浄設備等</b> (安衛則 625 条)	身体又は被服が汚れる業務の場合は、洗眼、洗身、うがいの設備、更衣設備、洗たくの設備を設け、必要な用具を備えていますか。
<b>便所</b> (安衛則 628 条)	便所は、男性用と女性用に区別されていますか。 男性用大便所の便房数は、男性 60 人ごとに一個以上ありますか。 男性用小便所の箇所数は、男性 30 人ごとに一個以上ありますか。 女性用便所の便房の数は、女性 20 人ごとに一個以上ありますか。 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備がありますか。 便所及び便器を清潔に保ち、汚物を処理していますか。 
<b>救急用具</b> (安衛則 633 条)	負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、備付場所及び使用方法を労働者に周知させていますか。 救急用具並びに材料を常時清潔に保たれていますか。 